

# 街区境界調査

## 街区境界調査とは？

地籍調査の事業のメニューの1つです。  
道路・水路等の官民境界(官地と民地の境界)を調査します。

### 『街区』とは？

市街地を構成する単位で、  
道路や水路に囲まれた  
一区画のことです。

### ① 土地所有者への 事業説明

地籍調査区域内の調査対象の土地を所有している皆さまに、調査実施の通知と、調査についての説明資料を送付します。

※調査対象は道路に隣接した土地です

### ② 現地の事前調査

立会調査の前に、現地の道路境界杭などの位置を調査・測量し、現地立会の基礎資料を作成します。この事前調査は、現地状況や既存資料をあらかじめ調査し、立会を円滑に進めるためのものです

### ③ 立会調査 (境界・現地確認)

土地所有者の方々と道路・水路等の官民境界位置の確認を行い、所定の用紙に署名をいただきます。  
また、土地所有者、住所なども合わせて調査します。

(現地立会調査の様子)



### ④ 測量の実施

確認した境界位置を、座標値(世界測地系データ)と結びつけた正確な測量を行います。

### ⑤ 成果の作成

測量の結果をもとに、街区境界調査図案・街区境界調査簿案を作成します。

⑥

閲覧の実施

街区境界調査図案・街区境界調査簿案を、20日間閲覧します。調査に誤りがあれば、この期間内に申し出ることができます。

⑦

成果の認証・承認

調査の成果を神奈川県に送付し、誤りがないか審査を受けます。成果に誤りがなければ、県の認証と国の承認を得ることができます。

⑧

成果の送付

成果を法務局に送付します。

---